

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

名称	株式会社コネクト
所在地	〒120-0034 東京都足立区千住1-4-1東京芸術センタービル1408

※平成30年4月末現在

派遣労働者の数	18名
派遣先数	15社
派遣料金の平均額	16,464 円/8時間
賃金の平均額	11,224 円/8時間
教育訓練の内容	一般社員研修、マナー研修、日本語研修、他
その他福利厚生制度など	社保完備、有給、慶弔規定、前給制度、資格取得支援制度、他
マージン率	31.84%

■マージン率とは

派遣先より当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)、登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	